

第1部 基本的な方針

はじめに

政府が「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標（以下「2020年30%」目標という。）を掲げたのは、今から17年前の2003年のことであった。その後、第2次男女共同参画基本計画に「2020年30%」目標が盛り込まれ、官民においてその実現に向けた取組が進められてきた。しかしながら、第4次男女共同参画基本計画（以下、「4次計画」という。）にもあるように、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。また、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難かった。

「2020年30%」目標については、その水準の到達に向けて、官民の積極的な取組が行われてきたものの、現時点においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況にある。その一方で、平成27（2015）年に成立した女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行等や働き方改革等の推進を通じて、女性就業者数や上場企業の女性役員数が増加し、民間企業の各役職段階に占める女性の割合が着実に上昇しているなど、4次計画の下で、「30%」に向けた道筋をつけてきており、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきている。

我が国における取組の進展が未だ十分でない要因としては、①政治分野において立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在すること等、②経済分野において女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること、そして、③社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していること等が考えられると総括できる。また、国内外でセクシュアルハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。こうした課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させることが必要である。

加えて、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

国際社会に目を向けると、諸外国の推進のスピードは速く、例えば、令和元（2019）年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は153か国中121位となっている。男女共同参画はそれ自体が最重要課題であるが、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は、世界的な人材獲得や投資を巡る競争の成否を通じて日本経済の成長力にも関わる。今が、国民一人一人の幸福（well-being）を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。こうした危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要がある。

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」に止まらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が

幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。第5次男女共同参画基本計画は、以上のような観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、策定されるべきである。

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

男女共同参画社会基本法¹は、その前文において、「日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」とし、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」としている。

その上で、同法においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第 2 条）と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている（第 13 条）。

第 5 次男女共同参画基本計画（以下「5 次計画」という。）の策定に当たっては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意²の着実な履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうした目指すべき社会においては、当然のことながら、女性に対する暴力は根絶されている。また、「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会である。

2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

¹ 平成 11 年法律第 78 号。

² 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、女子差別撤廃条約、北京宣言・行動綱領、国連女性の地位委員会における政治宣言、G7、G20、APEC、OECD などにおける首脳宣言・閣僚宣言等。

これまで、政府は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」（平成 2（1990）年）で示された国際的な目標である 30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成 15（2003）年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった³。また、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難かった。こうしたことから、第 4 次男女共同参画基本計画（以下「4 次計画」という。）においては、特に、将来指導的地位に成長していく人材を着実に増やすなど取組を進めてきた。

一方、平成 27（2015）年に国連で決定され、我が国も賛同した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、2030 年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されている。こうした国際社会のスピード感を備えた推進状況と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっている。例えば、世界経済フォーラムが令和元（2019）年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は 153 か国中 121 位となっている。

5 次計画の策定に当たっては、こうした状況とその要因並びに以下のような社会情勢の現状及び課題に係る認識を踏まえた内容を検討していく必要がある。

（１）新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界は今、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響を受け、歴史的な転換点に直面している。感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、「新たな日常」の実現に向けて取り組んでいかなければならない。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしている。外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されている。また、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く表れており⁴、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されている。こうした状況を踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要がある。
- 一方、これを契機として、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられ

³ 「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）。

⁴ 女性の就業者数は、令和 2 年 3 月から 4 月で対前月比 70 万人減少（2,996 万人→2,926 万人）、同期間で男性は 37 万人減少（3,736 万人→3,699 万人）。このうち女性の雇用者数は、令和 2 年 3 月から 4 月で対前月比 74 万人減少（2,744 万人→2,670 万人）、同期間で男性は 32 万人減少（3,310 万人→3,278 万人）。（総務省「労働力調査（基本集計）」、季節調整値）。

る。テレワークは、職種や業種等によっては困難な場合もあるが、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態である。地方移住への関心も高まっている中で、地方の経済活性化のチャンスともなり得る。また、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。

- アントニオ・グテーレス国連事務総長は、各国政府に対し、女性と女兒を新型コロナウイルス感染症への対応の中心に据えるよう、要請している。また、ジェンダー平等と女性の権利は、今般の感染症拡大を切り抜け、より早く景気回復し、全ての人にとってより良い未来を築くために必要不可欠である旨、述べている⁵。
- こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大の性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていくことが肝要である。

(2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

- 令和元（2019）年の出生数は、統計を取り始めて以来初めて 90 万人を下回って 87 万人となり、合計特殊出生率は 1.36 と 4 年連続で低下している⁶。我が国は平成 27（2015）年から長期の人口減少過程に入っており、合計特殊出生率が 1.4 前後という現在の出生率の水準が続けば、2053 年には 1 億人を割って 9,924 万人となり、2065 年には 8,808 万人になると推計されている⁷。
- また、未婚・単独世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じている。50 歳時の未婚割合を見ると、昭和 45（1970）年に男性 1.7%、女性 3.3%であったものが、最新のデータである平成 27（2015）年は男性 23.4%、女性 14.1%となっている⁸。将来推計によれば、この数値はそれぞれ令和 7（2025）年に 27.1%、18.4%、令和 12（2030）年に 28.0%、18.5%となっており、この傾向は今後も続くことが推計されている⁹。単独世帯割合に目を向けると、昭和 45（1970）～60（1985）年には 2 割前後で推移していたが、その後上昇し、平成 27（2015）年には全世帯の 3 分の 1 を上回る 34.5%を構成するようにまでなっている¹⁰。
- さらに、地方から東京圏を中心とした大都市圏へ若年者、特に女性が流出し、地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面している¹¹。また、地方においては、特に中小企業等を中心に、担い手の確保が喫緊の課題となっている。若い女性については、

⁵ アントニオ・グテーレス国連事務総長メッセージ「女性及び女兒を COVID-19 への対応の中心に」（令和 2（2020）年 4 月 9 日）。

⁶ 厚生労働省「令和元（2019）年人口動態統計（確定数）」。

⁷ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」出生中位（死亡中位）推計。

⁸ 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2020）」。

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018（平成 30）年推計）」より算出。

¹⁰ 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2020）」。

¹¹ 「第 2 期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）。

地元が女性にとって働きにくい環境であるために東京に移動している可能性も指摘されている¹²。このため、地方において、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重要となっている。

- このように、我が国では、今後、国全体のみならず地方においても人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点による生産性向上・イノベーションを通じて、経済社会の持続可能性向上にもつながる。

(3) 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

- 令和元（2019）年の我が国の平均寿命は男性 81.41 歳、女性 87.45 歳であり¹³、我が国は世界有数の長寿社会を迎えている。また、90 歳まで生存する者の割合は男性 27.2%、女性 51.1%、100 歳まで生存する者の割合は男性 1.9%、女性 7.4%である¹⁴。このように我が国は女性の過半数が 90 歳まで生存する社会となっている。一方、平均寿命と健康寿命の差を見ると、男性が 8.84 歳、女性は 12.35 歳と、女性の方が約 3 年長い¹⁵ため、要支援・要介護の状況にある者も女性の方が多くなる¹⁶。また、今後は、女性のみならず男性も、親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっている。
- このような人生 100 年時代の到来の一方で、企業も多様な人材が活躍できるように従来の男性片働き世帯が多い時代の「フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年まで」という働き方を改革しつつある。これからは「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、若いときからその時々的人生ステージにおいて全ての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められている。
- 男性も女性も若いうちから人生 100 年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることで、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つ。また、そうした生活と両立する持続可能な働き方を実践し、それにとどまらず、仕事以外に個人としての多様な活

¹² 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」（令和 2 年 3 月）。

¹³ 厚生労働省「簡易生命表」。

¹⁴ 厚生労働省「簡易生命表」。

¹⁵ 最新のデータである 2016 年の男性の健康寿命、平均寿命はそれぞれ 72.14 歳、80.98 歳。女性の健康寿命、平均寿命はそれぞれ 74.79 歳、87.14 歳。平均寿命については厚生労働省「簡易生命表」、健康寿命については厚生労働省「第 11 回健康日本 21（第二次）推進専門委員会資料」。

¹⁶ 要介護・要支援認定者数 658 万人のうち、第 1 号被保険者については男性 200 万人、女性 446 万人、第 2 号被保険者については男性 7 万人、女性 6 万人（平成 30（2019）年度末）（厚生労働省「平成 30 年度介護保険事業状況報告（年報）」）。

動に参加し仕事以外の活動の場や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられる。このように、働き方・暮らし方の変革が求められている。

- 現在、夫が雇用者である 2 人以上の世帯のうち、約 7 割が共働き世帯¹⁷となっており、夫婦と子供 2 人の 4 人で構成される世帯のうち有業者が世帯主 1 人だけという、いわゆる標準世帯は少数派となっている。一方、男性にも女性にも「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識が残っていることを示す調査結果¹⁸もある。それ以外にも、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもある。上記のような働き方・暮らし方の変革の実現にとって、こうした固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっている。これらは、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されがちであることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。
- これらのことから、人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組むことが求められている。

（４） 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大

- 4 次計画策定後、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律²⁰（以下「働き方改革関連法」という。）が成立したほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律²¹が成立するなど、女性活躍を推進するための法律・制度が相当程度整備されてきた。これらによって、女性活躍の裾野が地方や中小企業にも拡大する素地も整ってきた。
- こうした中で、平成 27（2015）年から令和元（2019）年までの間に、生産年齢人口が減少する中で女性の就業者数が約 228 万人増え²²、第 1 子出産前後に女性が就業を継続する割合は、これまで 4 割前後で推移してきたものが近年 53.1%と大きく上昇した

¹⁷ 総務省「労働力調査（詳細集計）」により計算。共働き世帯 1,245 万世帯（68.1%）、男性雇用者と無業の妻から成る世帯 582 万世帯（31.9%）。

¹⁸ 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年 9 月）によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人が男性 39.4%、女性 31.1%。なお、意識には世代間で差異があり、18～29 歳で「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人は男性 33.3%、女性 29.0%、70 歳以上では男性 49.5%、女性 37.3%。

²⁰ 平成 30 年法律第 71 号。長時間労働の是正、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置などが盛り込まれた関係法律。

²¹ 令和元年法律第 24 号。

²² 総務省「労働力調査（基本集計）」。

²³。保育の受け皿整備などの両立支援施策の充実を背景に、M字カーブ問題は確実に解消に向かっている²⁴。

- さらに、上場企業の女性役員数が平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までの間に 2.2 倍に増加²⁵するなど、経済分野を中心として政策・方針決定過程への女性の参画が進展している。しかし、女性役員は社外役員が多い²⁶など、男性役員とはキャリアが異なる。また、主な先進国では、いわゆる管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合がおおむね 30%以上²⁷となっている一方、我が国では 14.8%（令和元（2019）年）²⁸であるなど、役員や管理職等の意思決定過程への女性の登用は十分でなく、国際的に見てもいまだ大きく遅れている。企業としては、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、更には役員へという女性登用のパイプラインを構築することが求められている。
- 加えて、この間に増加した女性の就業者には、パートや派遣社員等の非正規雇用に従事する者が約 125 万人含まれている²⁹。これらの就業形態は多様な就業ニーズに応えるというプラスの面もあるが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には給与等の処遇面での格差が存在しており³⁰、非正規雇用労働者に女性が多い³¹ことと相まって男性と女性の間の待遇差につながっていると考えられる。また、こうした待遇差が、全ての年代の女性の貧困の背景にもなっていると考えられる。したがって、非正規雇用労働者の能力開発やキャリア形成支援等を通じた、待遇改善や正規雇用労働者への転換の取組を進めていくことが必要である。また、女性が十分に活躍できない背景となっている、男性片働き世帯が多い時代に形成されたいわゆる「男性中心型労働慣行」（長期継続雇用を前提に、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用システム）等の見直しも、引き続き進めていくことが重要である。
- また、政治分野については、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律³²（以

²³ 国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」。

²⁴ 総務省「労働力調査（基本集計）」。

²⁵ 平成 27（2015）年度 1,142 人、令和 2（2020）年度 2,528 人（東洋経済新報社（2020）『役員四季報』）。

²⁶ 女性役員のうち社外取締役の割合 56.0%、社外監査役の割合 20.7%、男性役員のうち社外取締役の割合 22.8%、社外監査役の割合 15.1%（東洋経済新報社（2020）『役員四季報』）。

²⁷ 米国 40.7%、スウェーデン 40.2%、英国 36.8%、ノルウェー 34.5%、フランス 34.6%、ドイツ 29.4%（ILO 'ILOSTAT'（令和 2（2020）年 7 月 28 日時点））。いずれの国も令和元（2019）年の値。「いわゆる管理職（管理的職業従事者）」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。

²⁸ 総務省「労働力調査（基本集計）」。

²⁹ 総務省「労働力調査（詳細集計）」。

³⁰ 一般労働者（正社員・正職員）の 1 時間当たり平均賃金 2,021 円、一般労働者（正社員・正職員以外）の 1 時間当たり平均賃金 1,337 円（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年）の結果を元に算定）。

³¹ 総務省「労働力調査（詳細集計）」。

³² 平成 30 年法律第 28 号。衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とする法律。

下「政治分野における男女共同参画推進法」という。)が議員立法により成立した。衆議院の女性議員比率は9.9%で世界190か国中167位(令和2(2020)年9月現在)と国際的に見て非常に遅れたものとなっている³³。女性の政治参画の障壁として、立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なことや人材育成の機会の不足、また候補者や政治家に対するハラスメントの存在等があるとの調査結果³⁴もある。同法の施行を契機として、これまで国際的に後塵を拝している我が国の女性の政治参画の転換期とするためにも、5次計画が、同法施行後初めての男女共同参画基本計画となることの重要性を認識し、積極的に取組を進める必要がある。

- 以上のように、女性の政策・方針決定過程への参画には一定の進捗が見られるものの、諸外国では新しい社会を切り拓く観点から政治分野や経済分野でのジェンダー平等を進めており、我が国は、現状において大きく差を拡げられている。ジェンダー平等を社会変革の推進力としてきた諸外国の水準を目指すとともに、上述の「人口減少社会」や「人生100年時代」を明るく未来にしていくために、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させることが喫緊の課題である。

(5) デジタル化社会への対応 (Society 5.0)

- 近年の目覚ましい技術革新は、従来にないスピードで社会構造の変革をもたらしている(第4次産業革命)。スマートフォンの普及やセンシング技術の高度化、5Gの普及によって人々の行動やモノの状態はデータとして集約され続けている。蓄積されたビッグデータをAIが解析することで、マーケティングや営業・販売プロセス等で活用されるなど、デジタル技術は我々の生活に深く浸透しつつある。
- デジタル化の進展により、これまで人間の行っていた労働や家事は補助・代替されることとなり、生み出された余剰時間により、新しいサービスモデルの構築(DX: デジタルトランスフォーメーション³⁵)の創造が期待される。人々はこれまでの財・サービスの提供の在り方を見直し、又は潜在的なニーズを具現化するなど、新事業の創出に注力できるようになる。
- 一方、多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、この分野の人材の獲得競争は世界的に激化しており、性別を問わず人材育成が急務である。OECD 諸国においては、女子学生の理工系進学支援によってSTEM³⁶分野やデジタル・

³³ 列国議会同盟(令和2(2020)年10月5日時点)。

³⁴ 内閣府男女共同参画局「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」(平成30(2018)年3月)。

³⁵ 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。(経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(DX推進ガイドライン)」(平成30年12月))。

³⁶ Science, Technology, Engineering and Mathematics(科学・技術・工学・数学)の頭文字をとって

テクノロジー分野でのジェンダー・ギャップを縮小させ、経済発展の原動力たるイノベーション領域で女性が公平に評価され、活躍できるような環境整備が急速に進められている。

- 我が国においては、大学等で理工系分野を専攻する女性の比率³⁷や研究者に占める女性の比率³⁸が諸外国と比較して低い。女子学生に対し理工系分野の進学に関する情報を提供し、科学技術分野での活躍の魅力を伝えるなどして理工系の研究者人口を増やすことを国が率先して取り組むことが求められている。
- また、デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、快適かつ安全な生活を送るためには、最低限のデジタル知識と技能を身につけるなど、デジタル・デバйдを防ぐことが肝要である。教育や地域社会での取組が求められる。
- さらに、AI の短所に留意する必要がある。中でも、AI の情報リソースとなる蓄積された過去のデータやアルゴリズム（コンピュータによる計算方法）にバイアスが含まれていることがあることを、開発者と利用者の双方が認識する必要がある³⁹。AI が過去を学習した上で解を導くに当たって、これまでの男女の固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を強める方向で使われることの無いよう、男女が共に開発や利用に参画し、多様な視点でバイアスを改善することが重要である。

（６） 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

- 性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- 平成 29（2017）年度の内閣府の調査によると、無理やりに性交等された被害経験のある女性は約 13 人に 1 人にのぼっており⁴⁰、また、約 7 人に 1 人の女性が配偶者からの暴力を複数回経験⁴¹しているなど、依然として深刻な状況である。
- 世界的にも SNS を中心にセクシュアルハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する大規模な社会運動が起こるなど、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。

おり、理工系の教育・研究分野を示す。UN Women（国連女性機関）は 2017 年の *Strategic Plan 2018-2021* において、女子生徒への理工系進学を促す取り組みを促している。

³⁷ 理工系分野における女子学生の割合は、大学（学部）で理学系 27.9%、工学系 15.4%、大学院（修士課程）で理学系 23.7%、工学系 13.6%（文部科学省「令和元年度学校基本統計」）。

³⁸ 研究者に占める女性の割合 16.6%（総務省「科学技術研究調査報告（平成 31 年 3 月 31 日現在）」）。

³⁹ 「人間中心の AI 社会原則」において AI の情報源となるデータやアルゴリズム（計算手法）に偏見が含まれることや、それらを悪用する人がいることを認識することが重要とした。（平成 31 年 3 月 29 日統合イノベーション戦略推進会議決定）。

⁴⁰ 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（平成 30（2018）年 3 月）調査対象は、全国 20 歳以上の男女 5,000 人（以下同じ）。

⁴¹ 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（平成 30（2018）年 3 月）。

- 女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性がある。また、暴力の被害者は、その後も長期にわたる心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的な苦境に陥ったりするなど、貧困等生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合もある。
- さらに、情報通信技術（ICT）の進化や SNS などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力も一層多様化している。
- こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。

（７） 頻発する大規模災害

- 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける⁴²。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化するからである⁴³。したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。
- 4次計画策定後も、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、大規模災害が発生し、また、今後、南海トラフ地震⁴⁴や首都直下地震⁴⁵等の大規模災害の発生が想定される。
- 政府では、4次計画において、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、地域防災計画等の防災施策に男女共同参画の視点を取り入れ、地域の防災の現場への女性への参画や地域の防災を担う女性リーダーの活躍を促進するための取組を進めてきた。
- 「地域防災」は、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野であり、地域における男女共同参画を推進するに当たっての、効果的な導入点になり得る。

⁴² 「仙台防災枠組 2015-2030」（平成27（2015）年3月18日第3回国連防災世界会議採択）。

⁴³ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和2（2020）年5月）。

⁴⁴ 南海トラフ沿いの地域において、マグニチュード8～9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は70～80%とされている（「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和2（2020）年1月24日地震調査研究推進本部公表））。

⁴⁵ 「首都直下地震」とは、東京圏及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう（首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号））。このうち、プレートの沈み込みに伴うマグニチュード7程度の地震の今後30年以内の発生確率は70%程度とされている（「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和2（2020）年1月24日地震調査研究推進本部公表））。

- 今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく必要がある。

(8) SDGs の達成に向けた世界的な潮流

- 男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている。こうした中、平成27(2015)年9月に国連で持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めている。
- 同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」⁴⁶と謳っている。そして、ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受すべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の廃絶していくことなどが掲げられている。その上で、アジェンダ全体の実施において「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」としている⁴⁷。
- 我が国においても、SDGs 実施指針⁴⁸において、日本の「SDGs モデル」の確立に向けた取組の8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げている。
- ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映(ジェンダー主流化)し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進める。これにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たし、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献する。

⁴⁶ 原文：“seek to realize the human rights of all and to achieve gender equality and the empowerment of all women and girls.”

⁴⁷ 国際連合「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development)のパラグラフ20の原文は以下のとおり。“Realizing gender equality and the empowerment of women and girls will make a crucial contribution to progress across all the Goals and targets. The achievement of full human potential and of sustainable development is not possible if one half of humanity continues to be denied its full human rights and opportunities. Women and girls must enjoy equal access to quality education, economic resources and political participation as well as equal opportunities with men and boys for employment, leadership and decision-making at all levels. We will work for a significant increase in investments to close the gender gap and strengthen support for institutions in relation to gender equality and the empowerment of women at the global, regional and national levels. All forms of discrimination and violence against women and girls will be eliminated, including through the engagement of men and boys. The systematic mainstreaming of a gender perspective in the implementation of the Agenda is crucial.”

⁴⁸ 令和元年12月20日SDGs推進本部一部改定。

3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等

- 以上より、これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」として、2つに要約することができる。
- これらはいずれも社会全体又は個人の持続可能性と関係しており、男女共同参画を推進していくことは、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提であると考えられる。
- 諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を拡げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上に止まらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある。
- ここで取組が進まない場合、個人はもちろん、社会全体にとっても重大な懸念すべき状況が生じかねない。個人にとっては、自らの意欲・能力が十分に活かせない、自ら人生設計することが難しく、生きづらい、幸福が感じられないといった状況になりかねない。社会全体にとっても、個人が生きづらい社会や地域、さらに組織には良い人材は集まらず、多様な発想が欠けることでイノベーションが生まれにくくなることになりかねない。これは、我が国が世界的な人材獲得競争において不利な状況に陥るということでもある。多様な人材を生かせずして社会の持続可能性はありえない。また、地方においても、男女共同参画の取組が不十分な地域は、特に女性を中心として人材流出が続く可能性がある。
- したがって、今が、国民一人一人の幸福（well-being）を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。こうした認識の下、男女共同参画に強力に取り組む必要がある。「女性活躍加速のための重点方針」の毎年の策定・フォローアップのプロセスは、毎年度の予算編成と連動したPDCAサイクルとして一定の役割を果たしてきたと考えられるものの、これまでの基本計画においては、成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検は必ずしも十分であったとは言えない。このため、5次計画においては、EBPM⁴⁹の観点を踏まえ、成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検を充実させるとともに、それに基づいて更なる取組を促すことが重要である。
- 上記並びに「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」及び「2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題」を踏まえ、5次計画では、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを旨とし、以下の基本的視点及び取り組むべ

⁴⁹ Evidence Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）。

き事項に留意しながら、策定されるべきである。なお、ここで「女性」には女兒や若年女性が含まれることは言うまでもなく、あらゆる年代の女性の支援や必要な保護の視点が重要である。また、性的指向・性自認に関することについては、現在広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である。

（１）基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、SDGs（持続可能な開発目標）の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。
- ② 指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が 30%を超えて更に上昇し、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）⁵⁰も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。
- ③ 男女共同参画は、男性にとっても重要⁵¹であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。
- ④ 人生 100 年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
- ⑤ AI、IoT 等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同

⁵⁰ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号）。また、同法第 8 条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。

⁵¹ 男女共同参画の推進は、「男性が主な稼ぎ手であらねばならない、妻を扶養しなければならない」といった固定的な性別役割分担意識を緩和し、男性の人生においても自由な選択を可能にするとともに、家事・育児・介護といったケアワークへの男性の参画を促すことにより、生活に必要なスキルの習得につながり、男性が自立した生活が維持できるようになることに資するものである。

参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。

- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- ⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。
- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

(2) 本答申第2部の構成

上記「(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項」を踏まえ、第2部は、3つの政策領域(「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」)に加え、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「Ⅳ 推進体制の整備・強化」で構成されている。また、各政策領域においては、計11分野を掲げ、それぞれの分野において、令和12年度末までの「基本認識」と令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向と具体的な取組」について記述している。